

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年3月5日	サザンエアポート交通株式会社(法人番号8120101039711)代表者 水野 俊介	大阪府泉佐野市長滝3963番地の1	泉佐野営業所	大阪府泉佐野市長滝3963番地の1	輸送施設の使用停止(60日車)	道路運送法第27条第3項	令和7年10月3日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点検整備関係義務違反【無車検運行(道路運送車両法第58条第1項)】(旅客自動車運送事業運輸規則45条)	6	6
令和8年3月17日	株式会社野原タクシー(法人番号2150001015575)代表者 油谷 收造	奈良県五條市野原西6丁目3-13	本社営業所	奈良県五條市野原西六丁目3番13号	文書警告(処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和8年1月26日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項、(2)点呼の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(3)運行指示書の作成等義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第28条第2第1項)、(4)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)、(5)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【受診なし】(運輸規則第38条第2項)、(6)運行管理者の講習受講義務違反【講習未受講】(運輸規則第48条の4第1項)、(7)運行管理補助者の選任解任届出違反【選任の届出に係るもの】(運輸規則第68条)	3	3
令和8年3月18日	しおかぜ観光株式会社(法人番号7120101052608)代表者 山下 正志	大阪府南河内郡河南町大字一須賀769番地の4	本社営業所	大阪府南河内郡河南町大字一須賀769-4	文書警告(処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和7年9月26日及び同年11月28日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)の遵守違反【未遵守】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(3)運行指示書の作成等義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第28条の2第1項)、(4)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)	8	4

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年3月19日	株式会社博萬観光(法人番号 9030001109589)代表者 王 偉	東京都葛飾区西水元3丁 目3番19号	大阪営業所	大阪府大阪市平野区長吉川辺3丁目5- 21	輸送施設の使用停止(160 日車)	道路運送法第23条第1項、 第27条第3項	令和7年5月21日、同年6月5日及び同年6月18日、 区域拡大を端緒として監査を実施。12件の違反が 認められた。(1)運行管理者の選任違反【運行管理 者数の不足】(旅客自動車運送事業運輸規則(以 下「運輸規則」)第47条の9第1項)、(2)運送引受書 の交付義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第 7条の2第1項)、(3)点呼の記録義務違反【記録事 項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記 録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条 第1項、第2項、第4項)、(5)運行記録計による記録 義務違反【記録なし】(運輸規則第26条第1項)、(6) 運行指示書の作成等義務違反【記載事項等の不 備】(運輸規則第28条の2第1項)、(7)日雇い運転 者等の選任禁止違反(運輸規則第36条第1項)、 (8)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運 転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13 年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対 する指導監督告示」)による運転者に対する指導 監督義務違反【大部分不適切】(運輸規則第38条 第1項)、(9)運転者に対する指導監督告示による 運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義 務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第2項)、 (10)運転者に対する指導監督告示による運転者に 対する特別な指導及び適性診断受診義務違反 【受診なし】(運輸規則第38条第2項)、(11)事業用 自動車内の事業者名等表示義務違反(運輸規則 第42条第1項)、(12)整備管理者の研修受講義務 違反【研修未受講】(運輸規則第46条)	22	16